平成２７年（フ）第７号
福島県いわき市遠野町上遠野字堀切27番地
やしおみ荘
債務者　齋藤　　学
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第１２号
福島県いわき市植田町根小屋25番地の81　県営住宅１－３
債務者　神田　　司
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第４２号
神奈川県横浜市戸塚区上倉田町884番地１
戸塚ハイライズ729号
債務者　岩橋百合子
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１４号
茨城県日立市会瀬町２丁目２番10号
債務者　荒川喜代美
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第５８号
新潟市北区太田甲5622番地２　メゾンエイト102号
債務者　神田　愛美
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０号
滋賀県東近江市宮川町244番地376
債務者　後藤久美子
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第２２号
滋賀県東近江市宮川町662番地81
債務者　石原　隆弘
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第３１号
滋賀県近江八幡市八幡町35番地
債務者　坪口裕紀子
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１１２号
神戸市垂水区上高丸２丁目１番10―501号、従前の住所神戸市垂水区上高丸２丁目１番19―406号
債務者　得丸　里沙
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９１号
兵庫県尼崎市南武庫之荘１丁目５番５―505号、前住所兵庫県豊岡市但東町後366番地１
債務者　浅田　亮子
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４５号
兵庫県尼崎市立花町２丁目15番31号　Ａハイツ立花よ号、前住所兵庫県尼崎市大庄北１丁目20番19号
債務者　篠原　まや（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第７５号
兵庫県尼崎市道意町６丁目28番地の２　パークヒルズ澤503号
債務者　土井　皆夜
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第８２号
兵庫県西宮市神明町８番２―203号
債務者　同免木秀樹
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第８３号
兵庫県西宮市神明町８番２―203号
債務者　同免木由紀子
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第９９号
兵庫県尼崎市神田中通３丁目56番地の１竹馬マンション206号
債務者　川原　広幸
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第８４５号
広島市安芸区瀬野西５丁目17番15号
債務者　坪井　幸子
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７８号
広島市中区宝町６番20―101号　長谷川ビル
債務者　曽我部幸子
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
広島地方裁判所民事第４部